

教養教育科目における外国語の外部検定試験等による単位認定について

常葉大学学則第38条第2項の規定に基づき、教養教育科目における外国語の外部検定試験等による単位について、本学における授業科目の履修とみなし、所定の議を経て認定することができます。単位認定を希望する学生は、下記の通り申請の手続きをしてください。

1. 対象学生 令和7年度入学生

2. 認定の対象となる検定試験等の種類、認定基準、認定授業科目及び認定単位数

検定試験等の種類	認定基準	認定授業科目	認定単位数
実用英語技能検定試験（英検）	2級以上	英語コミュニケーションⅠ	1
		英語コミュニケーションⅡ	1
TOEIC L&R	550点以上	英語コミュニケーションⅠ	1
		英語コミュニケーションⅡ	1
TOEFL ITP	460点以上	英語コミュニケーションⅠ	1
		英語コミュニケーションⅡ	1

3. 提出書類 (1) 単位認定申請書（教務課窓口で受け取ってください）

(2) 資格取得証明書（認定証や得点証明書等）の写し

4. 手続期間① ~~令和7年4月2日（水）～令和7年6月30日（月）17時まで~~

手続期間② 令和7年9月12日（金）～令和8年1月30日（金）17時まで

手続期間①での申請は当該年度前期に、手続期間②での申請は当該年度後期に単位認定します。

5. 認定結果 後日、本人宛に連絡します。

6. 注意事項

- ・ 認定の対象となる級位又は得点は、申請日から遡って2年以内に取得したものに限りません。
- ・ 外国語の外部検定試験等による単位認定は、在学期間を通じて2単位までになります。
- ・ 申請時に単位を修得していない授業科目についてのみ、申請が認められます。
- ・ 認定された単位の成績評価は、一律に「認定」になります。
- ・ 認定された科目はGPA算出の対象外になります。
- ・ 認定単位は、CAP制が適用される単位には加わりません。
- ・ 現に履修登録している授業科目が認定された場合、常葉大学履修規程第2条第2項の規定に基づき、認定後の当該授業科目は受講できません。
- ・ (外国語学部のみ) 上記の手続きにより単位が認められた場合、同一の資格取得証明書を用いて専門教育科目学部共通科目の「検定英語〇〇」の単位認定を申請することはできません。